

第 1 章 緑地保全の方針とは

1 背景

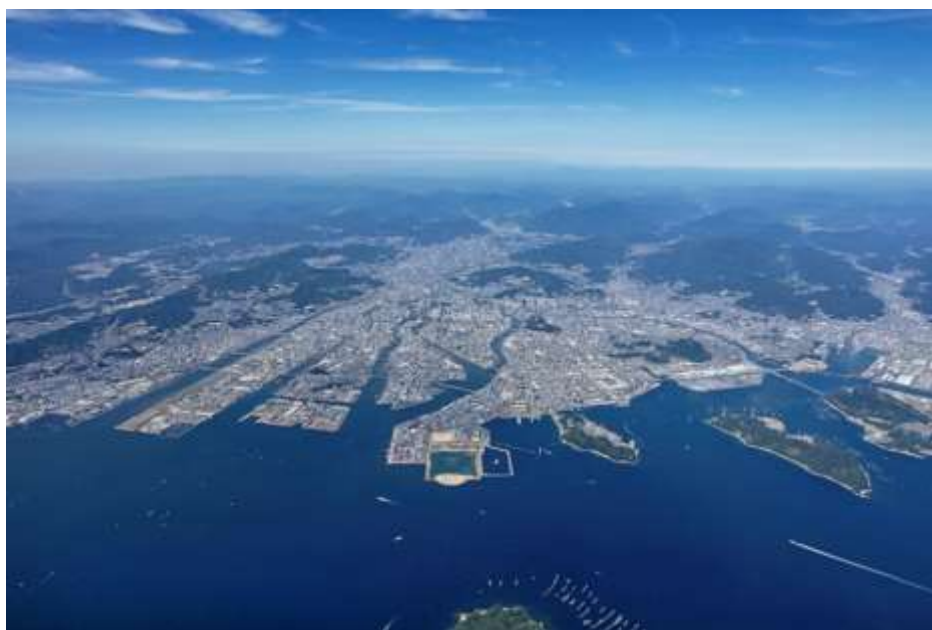
広島市においては、平地の少ない地形条件もあり、昭和 20 年代前半以降の急激な市街化の進展に伴い、市域全体の緑地面積が減少しています。

また、土地所有者の高齢化や里山林が利用されなくなったことなどにより、管理が行き届かず、荒廃する緑地が増えています。

2 緑地保全の必要性

緑は、大気の浄化や水源かん養等の環境の保全、貴重種の保全や生態系の保全等の生物多様性の確保、レクリエーションの場の提供、自然災害の危険防止等の都市の防災、良好な景観の形成、さらには、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和など多様な役割を持っており、安全で快適な市民生活を送る上で欠くことができない要素となっているため、次世代へ引き継いでいくことが、私たちに課せられた責務です。

中山間地・島しょ部については、林業の振興や森林（もり）を地域資源として生かしたまちづくりの推進等による緑地の保全が進みつつある一方で、特にデルタ市街地を取り囲む緑地やデルタ市街地内にある緑地は、近年、大規模開発が鎮静化しているものの、これまでにその多くが宅地開発等により消失しており、引き続き緑地を保全する施策を展開していく必要があります。



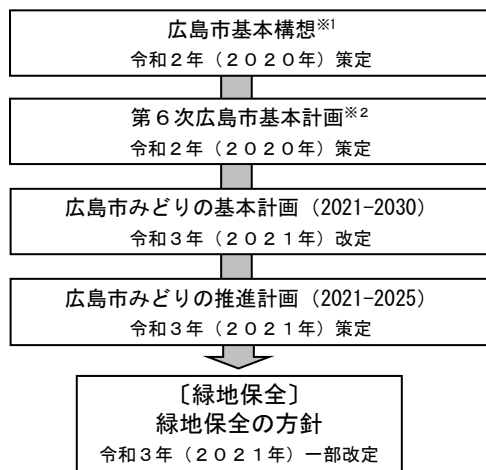
デルタ市街地を取り囲む緑地

3 目的

市民の緑地保全に対する意識の醸成を図ることにより、市民やNPO、企業等と市が協働して緑地保全に取り組んでいくために、積極的に保全すべき緑地を市民に広くPRするとともに、今後取り組むべき緑地保全施策を具体的に示すものです。

4 位置付け

この方針は、「第6次広島市基本計画」の部門計画である「広島市みどりの基本計画(2021-2030)」及び同基本計画の計画的な推進を図るために策定した「広島市みどりの推進計画(2021-2025)」の中に位置付けられた緑地保全施策を展開していくための方針です。



※1 広島市の将来の都市像及びそれを実現するための施策の構想などを定めるものです。

※2 基本構想を達成するための施策の大綱を総合的、体系的に定める長期計画です。

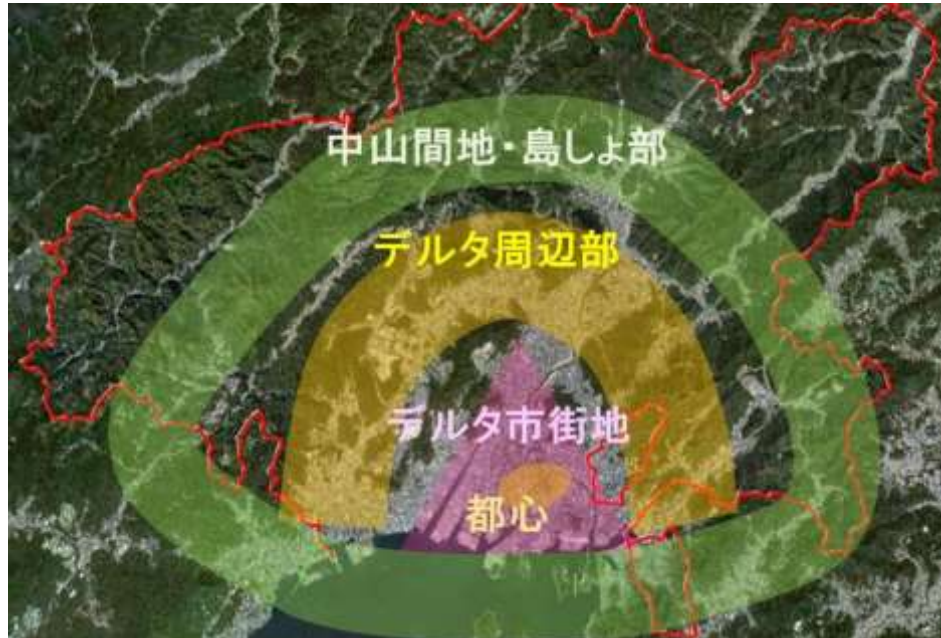
5 デルタ市街地を取り囲む緑地等の役割

デルタ市街地を取り囲む緑地及びデルタ市街地内にある緑地は、身近な自然環境として、環境の保全、生物多様性の確保、レクリエーションの場の提供、都市の防災、良好な景観の形成の役割を果たしています。

6 対象エリア

「広島市みどりの基本計画（2021-2030）」では、緑に関する都市構成と地域特性から市域を区分し、3つのエリアを設定しています。

この方針では、「緑地保全の必要性」や「デルタ市街地を取り囲む緑地等の役割」などを踏まえ、**デルタ周辺部**及び**デルタ市街地**を対象とします。



〔地域特性と都市機能〕

デルタ市街地	デルタ周辺部	中山間地・島しょ部
商業施設を中心としたにぎわいのある都市空間と、河岸緑地など緑豊かな公共空間が調和した街並みが形成されています。	- 都市の生活利便性と身近にある自然が調和し、動植物等に触れることのできる施設や広域的なスポーツ交流の拠点となる広島広域公園、多くの大学等が立地しています。 - 丘陵部を中心に、住宅団地が数多く開発され、居住の場として重要な役割を担っています。	- 中国山地に連なる緑豊かな山々、太田川とその派川等とそれらが流れ込む瀬戸内海といった豊かな自然を有しており、人々に安らぎと心の豊かさを与える重要なエリアです。 - 農林水産業の場となるとともに、レクリエーションの場として活用されています。

第2章 積極的に保全すべき緑地

1 積極的に保全すべき緑地の設定

デルタ周辺部及びデルタ市街地の緑地全体を保全していく必要がありますが、この方針では、良好な自然環境を形成している民有緑地で、このまま放置すれば開発等により消失してしまう可能性が高い緑地を積極的に保全すべき緑地としました。

そのため、既に公有空間として保全されている公園や水面、保安林、国有林、県有林、市有林等及び人工的な環境としての要素が強い工場・宅地の緑や農地については対象から除外しました。

具体的には、積極的に保全すべき緑地の抽出要件を「基本的な要件」「重要性の指標」「緊急性の指標」とし、段階的に絞り込みを行い、約900ヘクタールの緑地を抽出し、設定しました。(次ページ位置図参照)

〔第1段階の抽出要件〕

●基本的な要件（①～③の全てに該当する緑地）

- ①永続性のない緑地（緑地保全に関する規制のない民有緑地）
- ②傾斜度が30度未満の緑地（市街化区域内の開発圧力が強い緑地については、一部、30度以上のものも含んでいます。）
- ③面積が300㎡以上の緑地

〔第2段階の抽出要件〕

●重要性の指標（①～④のいずれかに該当する緑地）〔特別緑地保全地区の指定要件〕

- ①公害又は災害の防止等のため必要な緩衝地帯として適切な位置、形態を有するもの
- ②神社、寺院等と一体となった文化的意義等を有するもの
- ③風致又は景観が優れているもの
- ④動植物の生息地又は生育地として保全する必要があるもの

〔第3段階の抽出要件〕

●緊急性の指標

- ①市街化区域内の緑地又は市街化区域に隣接し、開発の可能性の高い市街化調整区域内の緑地

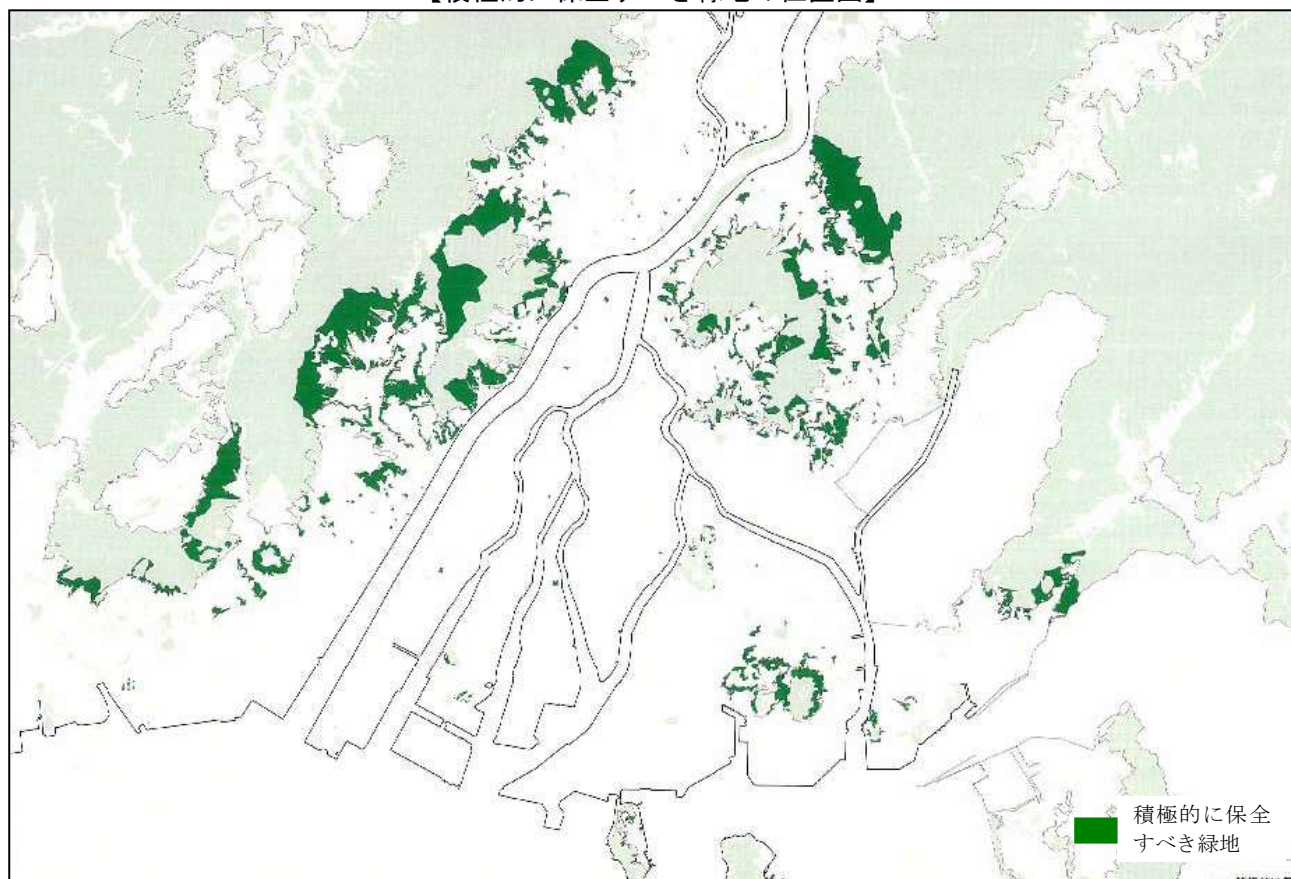
* 抽出要件の詳細は、P17に掲載しています。

2 積極的に保全すべき緑地の現況

積極的に保全すべき緑地の一部について、現地調査を行った結果、今では利用されなくなった里山林が、つる性植物や低・中木が密生する暗い森へと変化していたり、管理が行き届かず放置された竹が拡大しているなど緑地の荒廃が見られました。

このまま放置すれば、昔ながらの里山の景観を維持している緑地は次第に減少し、枯死木の発生、生態系の変化、景観の悪化などの諸問題が生じることになり、緑地の荒廃、減少を防ぐ対策が必要です。

【積極的に保全すべき緑地の位置図】



(注：平成 13 年の都市計画図及び航空写真等により作成したものです。)

【積極的に保全すべき緑地の現況】



暗い森へと変化した里山林



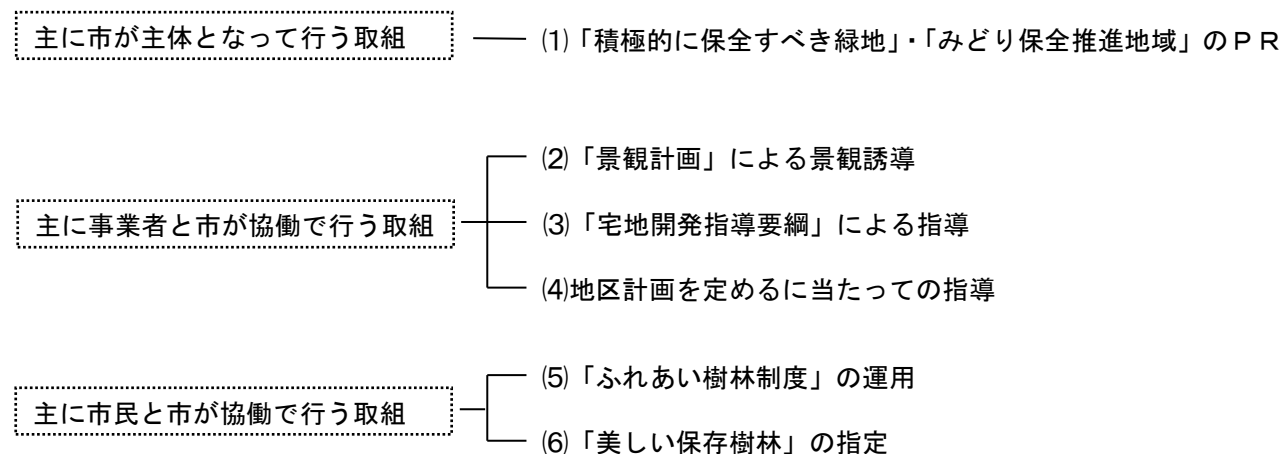
竹に覆われ始めた里山林

第3章 緑地保全施策の取組

1 基本的な考え方と重点的な取組

「積極的に保全すべき緑地」を将来にわたり保全し、自然にふれることのできる場として生かしていくため、市民やNPO、企業等と市が協働して“緑地を守り、育て、活用する”緑地保全施策に取り組んでいきます。

取組に当たっては、次に掲げる施策を重点的にを行います。



2 重点的な取組の概要

(1) 「積極的に保全すべき緑地」・「みどり保全推進地域※」のPR

緑地保全に対する意識の醸成を図るため、「積極的に保全すべき緑地」及び「みどり保全推進地域」のPRを行います。

なお、「積極的に保全すべき緑地」及び「みどり保全推進地域」においては、建築行為等に対する規制は行いません。（P 11 位置図参照）

※ みどり保全推進地域

「積極的に保全すべき緑地」がある程度まとまって存在する区域について、緑地保全施策を総合的に展開するため、同区域を含む一定の地域を「みどり保全推進地域」として設定

(2) 「景観計画」による景観誘導

「広島市景観計画※¹」（市域全体を対象）に基づき、建築物や工作物の形態意匠（建築物等のデザインの周辺景観との調和、敷地の緑化など）の基準を設定して景観誘導（届出制度）を行うなど、景観法※²に基づく各種施策を展開します。

※ 1 広島市景観計画（平成26年7月策定）

市民や事業者、行政が連携・協働して、本市が目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方針等を定めた計画です。

※ 2 景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成の促進を目的とする景観に関する総合的な法律です。

(3) 「宅地開発指導要綱」による指導

開発計画区域に「積極的に保全すべき緑地」が含まれている場合、「※広島市宅地開発指導要綱」により、緑地保全に配慮がなされるよう、事業者に対して、緑地保全、樹木等の移植、代替緑地の確保、法面への苗木植栽、緑地協定の締結等の指導を行います。

また、事前相談の際には、緑地の自然的環境等の情報を提示し、緑地保全への協力要請を行います。

※ 広島市宅地開発指導要綱

秩序ある宅地開発と公共公益施設の整った都市環境の整備を図るため、宅地開発の指導に関し必要な事項を定めたものです。

(4) 地区計画を定めるに当たっての指導

市街化調整区域における開発については、地区計画を定める必要があります。

地区計画を定める区域に「積極的に保全すべき緑地」を含む場合は、緑地保全に配慮した計画となるよう事業者に対する指導を行います。

(5) 「ふれあい樹林制度」の運用

緑地を人が自然にふれることのできる場として活用していくため、土地の買入れ等によらない市独自の緑地保全制度である「ふれあい樹林制度」の運用に取り組みます。

ア 制度の概要

この制度は、「ふれあい樹林地区」の指定と「ふれあい樹林地区保全協定」の締結からなります。

「ふれあい樹林地区」の指定に当たっては、土地所有者等の同意を得て、現況調査を行い、広島市緑化推進審議会での審議を経て、指定します。指定後は、建築物などの建築、宅地の造成などの土地の形質の変更、木竹の伐採等の行為について、土地所有者等が事前に市に届出を行い、市が緑地保全の助言・指導を行います。なお、指定された地区については、ホームページで公表するとともに、標識を設置します。

さらに、「ふれあい樹林地区」の中でも自然にふれることのできる場としてふさわしい緑地については、土地所有者等の同意を得て、土地所有者等と市が「ふれあい樹林地区保全協定」を締結し、「ふれあい樹林」として開放するとともに、土地所有者等の維持管理を支援するために、地域住民、広島市里山整備士等のボランティア及びNPO法人（以下「地域住民等」という。）が樹木の管理、竹林の手入れを行います。

イ 各主体の役割

(ア) 土地所有者等の役割

土地所有者等は、市が行う緑地保全に関する助言・指導に協力するとともに、地域住民等の協力を得て緑地保全を図ります。さらに、積極的に緑地を開放し、自然にふれることのできる場を提供します。

(イ) 地域住民等の役割

地域住民等は、緑地の維持管理活動に積極的に参加します。また、緑地保全に取り組んでいくための体制づくりを進めるとともに、他のまちづくり活動との連携を図ります。

(ウ) 市の役割

市は、地域住民等が維持管理活動を行う際に土地所有者等との交渉の仲介などを行うとともに、地域住民等に対し、指導者・アドバイザーの派遣、活動に対して助成を行う基金等についての情報提供、危険性の高い作業に対する傷害保険料の助成の検討を行います。

また、活動の場、活動状況等の情報提供を行い、制度の普及を進めるとともに、「※里山整備士養成事業」で養成された「広島市里山整備士」に緑地の維持管理活動の計画づくりに参画してもらうなど同事業との連携を図ります。

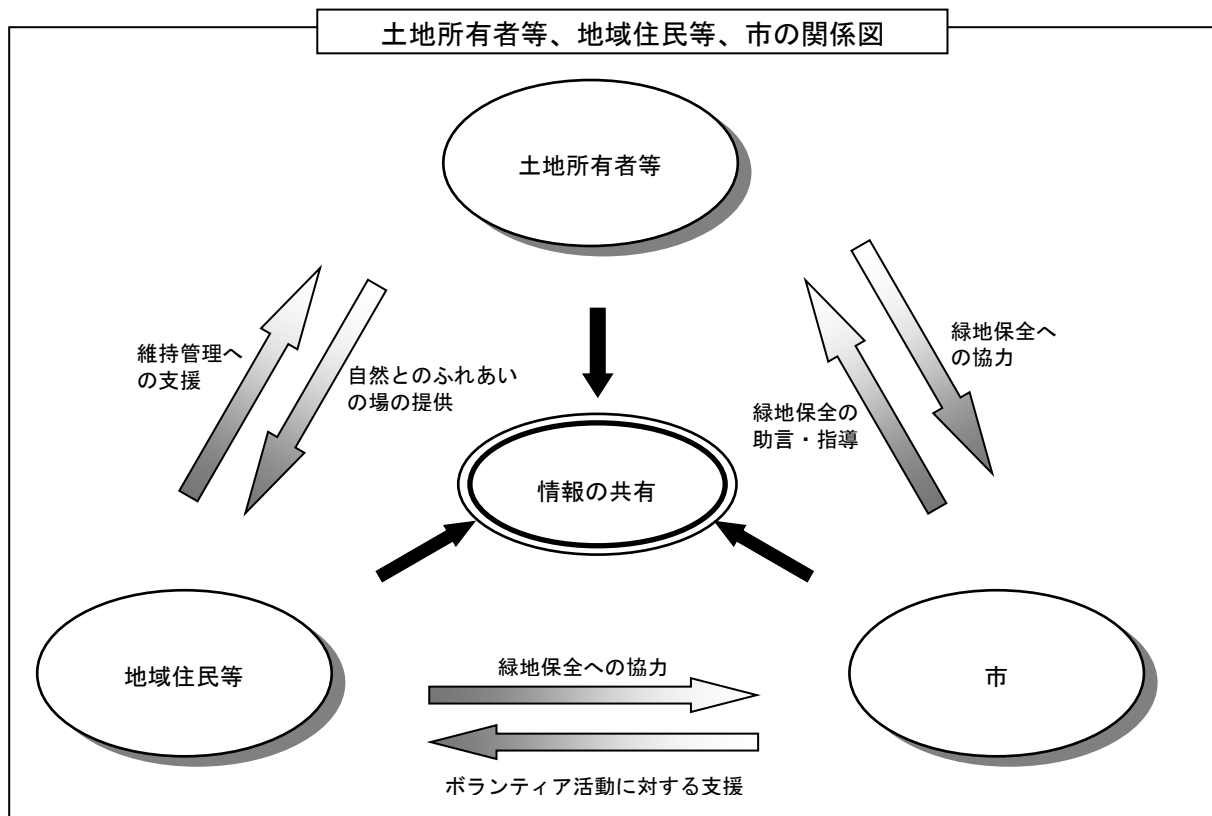
さらに、指定した地区の土地所有者に対して、地区に指定した日から3年を限度として固定資産税及び都市計画税相当額の補助金を交付します。

※ 里山整備士養成事業

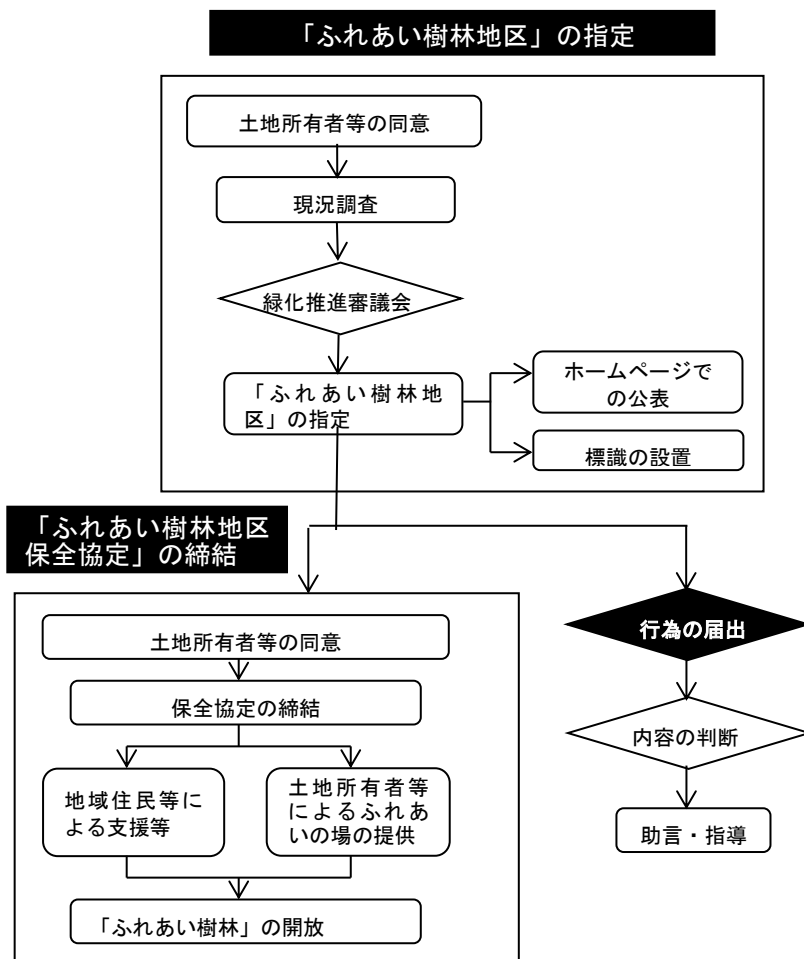
平成17年度（2005年度）から、森林づくりの指導者を育成するために、里山の再生・整備に関する研修等を行っています。

ウ 各主体の連携・情報の共有化

土地所有者等、地域住民等及び市は、相互に協議して、緑地の維持管理方法及び利用上のルール（ごみの処理、火の取扱い等）やその周知方法について定めるとともに、定期的に意見交換を行うことにより、情報を共有化して緑地保全に取り組みます。



【「ふれあい樹林地区」の指定及び「ふれあい樹林地区保全協定」の締結フロー】



地域住民等による維持管理活動

(6) 「美しい保存樹林」の指定

美観上特に優れた樹林を保存するため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、「美しい保存樹林」の指定を行います。

本市では、平成14年度（2002年度）から実施しており、今後とも地域にシンボリックな樹林がある場合は、「美しい保存樹林」として積極的に指定し、保存していきます。

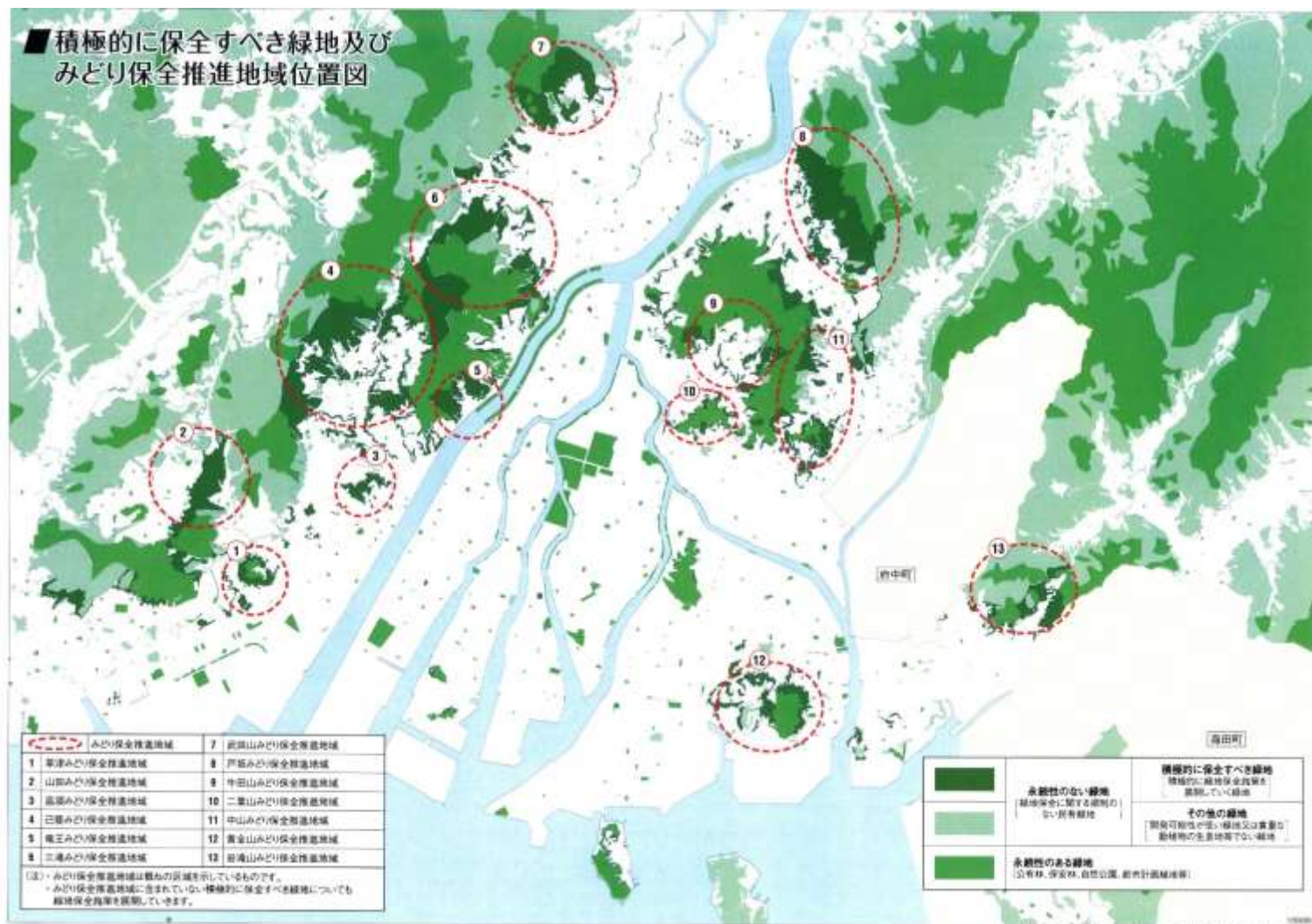


三入神社（安佐北区）
（平成14年(2002年)指定）



弘住神社（安佐北区）
（平成17年(2005年)指定）

積極的に保全すべき緑地及び
みどり保全推進地域位置図



※この図は、平成13年の国勢調査と都市計画図及び航空写真等をもとに作成したものです。

■緑地保全の施策展開のイメージ

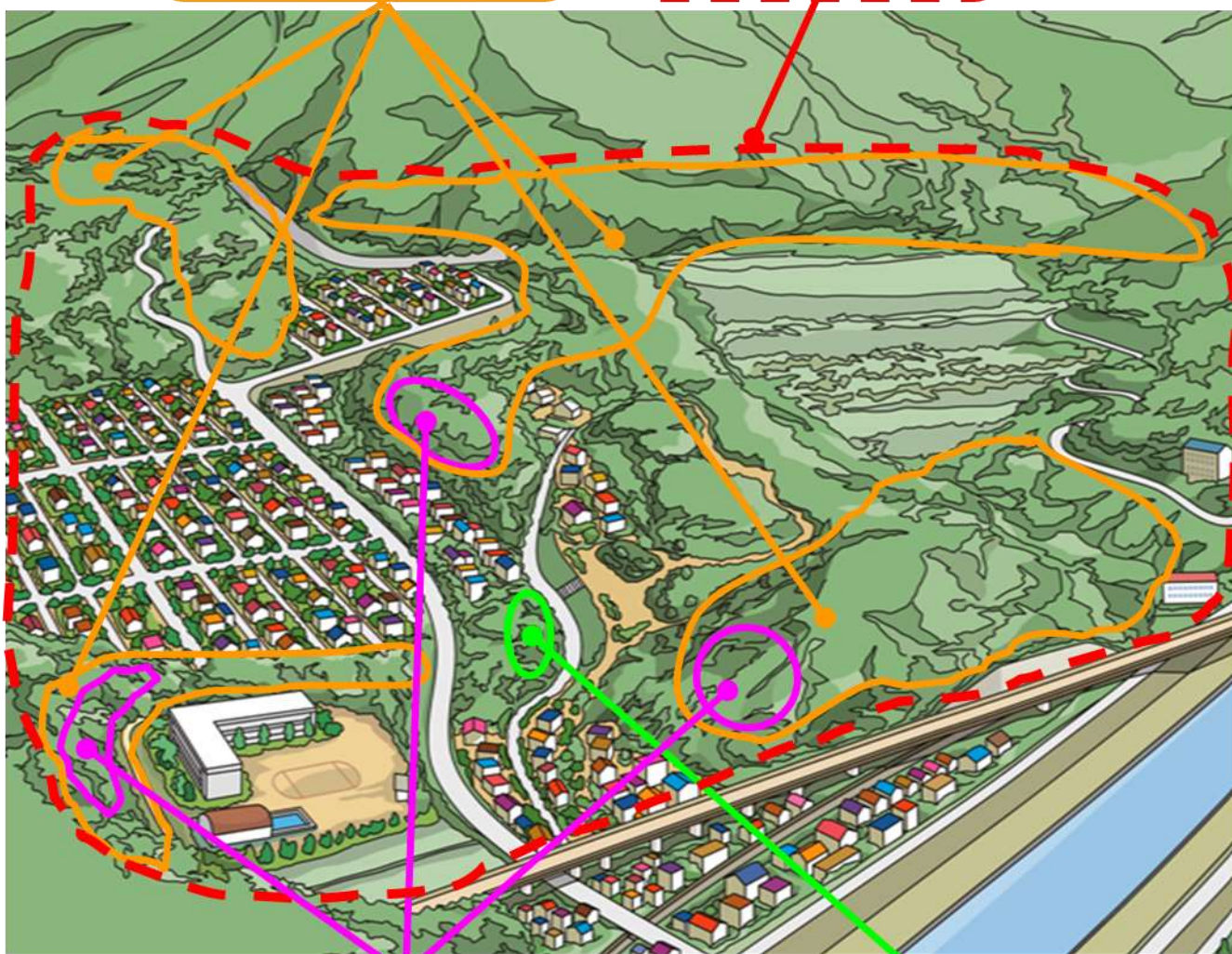
○積極的に保全すべき緑地

良好な自然環境を有しており、開発等により消失してしまう可能性が高い緑地を「積極的に保全すべき緑地」として設定します。



○みどり保全推進地域

「積極的に保全すべき緑地」と周辺の地域を「みどり保全推進地域」として設定します。



○ふれあい樹林

ボランティアなどにより「ふれあい樹林」の維持管理を行い、保全します。学校教育の自然観察の場として「ふれあい樹林」の活用を図ります。



○美しい保存樹林

美観上特に優れた樹林を「美しい保存樹林」として指定します。



第4章 緑地保全の推進策

緑地保全の推進に当たっては、市民、事業者など地域社会が一体となって取り組んで行く必要があります。そのためには、中長期的な視点に立ち、計画的に緑地保全活動を展開していくことが重要です。

1 緑地保全活動の展開

緑地保全活動への市民の参加意欲を高めるため、随時、市民への情報提供を行い、緑地保全に対する意識の醸成を図るとともに、必要に応じて緑地保全活動の担い手となる人材の育成及びボランティア団体への支援を行います。

さらに、全市的な取組を進めていくために、既存の組織や活動グループとの連携を図り、横断的、総合的に、緑地保全活動を展開していきます。

(1) 緑地保全活動の普及啓発

ア 市民意識の啓発

市政出前講座の実施、緑に関する講演会・講習会の開催や市民が気軽に緑に親しめるような多彩なイベントの開催、グリーンフェア等の緑化行事の拡充及び緑地保全の功労者に対する表彰制度の充実などにより、市民の緑地保全に対する意識の啓発を図ります。

イ ICTを活用した情報の提供

市民が緑地保全活動を進めていくことができるよう、講座や講習会、緑地保全制度及び活動の場、緑地保全に関わるボランティア団体、NPO法人について、随時、ホームページに掲載する等情報の提供を行います。

(2) 人材育成

ア 緑地保全活動の担い手の育成

緑地保全活動を支えるボランティアを育成するとともに、地域の中で積極的に活動に参加する意欲のある人に対して研修の機会を提供し、緑の専門家や事業推進リーダーとして育成します。

イ 次世代継承者の育成

コミュニティ活動との連携を図りながら、緑や自然とふれあう環境学習・自然学習を展開するとともに、学校教育においても、緑や自然環境に対する理解が深まるような学習を行っています。

(3) ボランティア団体への支援

ボランティア団体が緑地保全活動を継続していくために必要な技術的助言などを行う支援制度の創設を検討します。

さらに、団体が組織化されていない段階であっても、緑地保全に多くの市民が参加できるよう、地域の緑地保全に関する勉強会などで職員による出前講座、指導、助言を行い、市民の緑地保全に関するニーズを把握し、専門的な知識が必要な場合には、専門家の派遣を行うなど支援体制の整備に取り組みます。

(4) 協働体制づくりの推進

緑地保全活動は、各地域で取り組んでいくことになりますが、取組に当たっては、土地所有者等、地域住民等及び市が緑地の維持管理方法等について協議するとともに、定期的に意見交換するなど、協働して取り組んでいきます。(P8、9参照)

2 実効性の確保

(1) 新たな制度の創設に向けた検討

緑地保全の各施策の実効性を確保するため、緑豊かな自然を保全する活動が経済的に評価される仕組みづくりなど、新たな制度の創設に向けた検討を進め、運用可能なものから実施します。

(2) 「特別緑地保全地区」・「緑地保全地域」の検討

本市においては、現在「特別緑地保全地区」及び「緑地保全地域」を指定していませんが、今後の社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて検討します。